

政令第 号

都市計画法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条第十一号（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の九中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

## 理由

都道府県知事が市街化調整区域において開発許可をすることができる土地の区域を条例で指定する場合の基準について、当該土地の区域に原則として浸水被害防止区域を含まないこととする必要があるからである。